

- 現在、派遣社員を雇用している。
- 今後、派遣社員を利用することを検討している
- 改正派遣法のポイントを確認したい
- 改正派遣法にどう対応してよいかわからない

平成 27 年 1 0 月 吉 日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office 新潟県弁護士会所

理事長 和田 光弘

TEL:0120-15-4640 FAX:025-280-1112

一つでもあてはまる方は、参加をご検討ください！！

労務連続セミナー 第2回

限定 40 名様

『派遣社員を利用する事業者が知っておきたい改正派遣法の実務』
～改正法の要点と事業者が対応しなければならないこと～

拝啓 清秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥の事と存じます。

さて、報道などでもご存じのとおり、労働者派遣法が改正され、本年 9 月 30 日に施行されました。今回の改正は、平成 24 年改正以来の大幅な改正であり、期間制限のルール変更や、労働契約申込みみなし制度の導入など、実務的にも大きな影響を及ぼす重要なポイントが含まれています。また、報道などではあまり取り上げられていませんが、この度の改正は、派遣社員の均衡待遇や派遣社員のキャリアアップ支援など、派遣社員を利用する事業者に対し、派遣社員に対する手厚い対応を求める（義務を課す）内容を含むものです。

そのため、事業者としては、法改正に伴う実務対応だけでなく、今後、事業者として派遣社員を利用するかどうか、派遣社員の利用を拡大していくかどうかを考えるためにも、派遣法の改正点を押さえておくことが必要になります。

そこで、今回のセミナーでは、改正派遣法について、派遣社員を利用する側に特化し、派遣社員を利用する事業者が押さえておきたいポイントを中心に、法律問題に関する専門家である弁護士と、労務管理についての専門家である社労士が、それぞれの視点から改正法を解説致します。

現在、派遣社員を利用している事業者の皆様はもちろん、今後、派遣社員の利用する可能性のある事業者の皆様にとっても、是非、参加していただきたい内容となっておりますので、皆様、奮ってご参加ください。

日時

10/20(火) 14:00～16:00

会場

新潟テルサ 3階
研修室1
新潟市中央区 鐘木 185-18

参加費

4,000 円 (お二人目から 2,000 円)
※税込・後日振込先をご案内します。

対象者

事業主様・総務人事部門担当役職員の皆様

講座

14:00-15:00

講師 弁護士 上野 祐



講座

15:00-16:00

講師 社労士 内山 雅視



改正派遣法セミナー参加申込書 FAX : 025-280-1552

(土業の方は土業名)

事業所名

参加者氏名

住所

質問事項等

電話

FAX

メールアドレス

@

《定期セミナー等のご案内（メルマガ登録）について（今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要）》